

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月16日

静岡県教育委員会教育長 池上重弘

静岡県教育委員会規則第12号

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状に関する規則（昭和38年静岡県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(普通免許状授与の申請)</p> <p>第3条 免許法第5条第1項若しくは同法附則第8項又は免許法施行規則第64条第1項の規定により、普通免許状の授与又は免許法第5条の2第3項の規定により領域の追加を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 宣誓書（別記様式第7号の2）</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 昭和36年改正法附則第6項の規定により、技術の教科についての中学校教諭二種免許状の授与を受けようとする者、平成12年改正法附則第2項の規定により、情報の教科についての高等学校教諭一種免許状の授与を受けようとする者又は平成12年改正法附則第3項の規定により、福祉の教科についての高等学校教諭一種免許状の授与を受けようとする者は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 宣誓書</u></p> <p>4 免許法第16条の規定により、普通免許状の授与を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 宣誓書</u></p>	<p>(普通免許状授与の申請)</p> <p>第3条 免許法第5条第1項若しくは同法附則第8項又は免許法施行規則第64条第1項の規定により、普通免許状の授与又は免許法第5条の2第3項の規定により領域の追加を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 昭和36年改正法附則第6項の規定により、技術の教科についての中学校教諭二種免許状の授与を受けようとする者、平成12年改正法附則第2項の規定により、情報の教科についての高等学校教諭一種免許状の授与を受けようとする者又は平成12年改正法附則第3項の規定により、福祉の教科についての高等学校教諭一種免許状の授与を受けようとする者は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>4 免許法第16条の規定により、普通免許状の授与を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

(検定による普通免許状授与の申請)

第4条 免許法第6条、第17条若しくは第18条、同法附則第5項、第9項、第17項若しくは第18項、昭和29年改正法附則第5項又は施行法第2条の規定により、教育職員検定による普通免許状の授与又は免許法第5条の2第3項の規定により、教育職員検定による領域の追加を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。ただし、免許法別表第4の適用をうける者にあつては第6号の書類は提出を要しない。

- (1) 教育職員免許状授与等申請書 (別記様式第1号)
- (2) (略)
- (3) 人物に関する証明書
- (4)～(6) (略)
- (7) 身体に関する証明書
- (8) (略)
- (9) 宣誓書

(特別免許状授与の申請)

第4条の2 免許法第5条第2項及び第3項の規定により、特別免許状の授与を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。

- (1)～(8) (略)
- (9) 宣誓書
- (10)・(11) (略)

(臨時免許状授与の申請)

第5条 免許法第5条第5項、第17条、第18条若しくは同法附則第7項若しくは昭和29年改正法附則第7項、第20項若しくは第21項又は施行法第2条の規定により、臨時免許状の授与又は免許法第5条の2第3項の規定により、臨時免許状に領域の追加を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を授与権者に

(検定による普通免許状授与の申請)

第4条 免許法第6条、第17条若しくは第18条、同法附則第5項、第9項、第17項若しくは第18項、昭和29年改正法附則第5項又は施行法第2条の規定により、教育職員検定による普通免許状の授与又は免許法第5条の2第3項の規定により、教育職員検定による領域の追加を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。ただし、免許法別表第4の適用を受ける者にあつては第6号の書類は提出を要しない。

- (1) 教育職員免許状授与等申請書
- (2) (略)
- (3) 人物に関する証明書 (別記様式第8号)
- (4)～(6) (略)
- (7) 身体に関する証明書 (別記様式第9号)
- (8) (略)

(特別免許状授与の申請)

第4条の2 免許法第5条第2項及び第3項の規定により、特別免許状の授与を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。

- (1)～(8) (略)
- (9)・(10) (略)

(臨時免許状授与の申請)

第5条 免許法第5条第5項、第17条、第18条若しくは同法附則第7項若しくは昭和29年改正法附則第7項、第20項若しくは第21項又は施行法第2条の規定により、臨時免許状の授与又は免許法第5条の2第3項の規定により、臨時免許状に領域の追加を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を授与権者に

提出しなければならない。

(1) 前条第1項第1号から第5号まで及び第7号から第9号までに掲げる書類

(2) (略)

(免許状交付の申請)

第6条 旧令による教員免許状を有する者で、
施行法第1条第3項の規定により免許状の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。
ただし、第4号に掲げる書類は、免許状の教科の認定の困難な場合に限り提出するものとする。

(1) 教育職員免許状授与等申請書 (別記様式第1号)

(2)～(5) (略)

(6) 宣誓書

(免許状の書換え又は再交付の申請)

第7条 免許法第15条の規定により、免許状を有する者が免許状の書換え又は再交付を申請するときは、次の各号に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 宣誓書

(その他必要な書類)

第8条 (略)

第3章 単位逡減の基準

(単位の修得方法)

第9条 (略)

提出しなければならない。

(1) 前条第1項第1号から第5号まで、第7号及び第8号に掲げる書類

(2) (略)

(免許状交付の申請)

第6条 旧令による教員免許状を有する者で、
施行法第1条第3項の規定により免許状の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。
ただし、第4号に掲げる書類は、免許状の教科の認定の困難な場合に限り提出するものとする。

(1) 教育職員免許状授与等申請書

(2)～(5) (略)

(免許状の書換え又は再交付の申請)

第7条 免許法第15条の規定により、免許状を有する者が免許状の書換え又は再交付を申請するときは、次の各号に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(その他必要な書類)

第8条 (略)

(書類の省略)

第8条の2 授与権者は、第3条から第7条までに掲げる提出書類の一部について、必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

第3章 単位逡減の基準

(単位の修得方法)

第9条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別記様式第1号、別記様式第5号及び別記様式第6号を次のように改める。

別記様式第1号（第3条、第4条、第4条の2、第5条、第6条関係）（様式 日本産業規格A4縦型）

静岡県収入証紙貼付欄

(必要な手数料分の収入証紙を貼付すること。)

教育職員免許状授与等申請書

静岡県教育委員会 様

私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までの規定に該当しないことを宣誓し、関係書類を添付の上、以下の免許状の授与等を申請します。

【教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までの規定】

第3号 禁錮以上の刑に処せられた者

第4号 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者

第5号 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者

第6号 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

申請日	年	月	日	
申請者氏名			日中の連絡先電話番号	
現住所				

< 現職教員の場合に以下記入 >

勤務校		職名	職員番号	
電話番号			(公立学校のみ)	

< 免許状申請情報 >

フリガナ		本籍地	都 道 府 県
氏名			
生年月日 (和暦)	年	月	日

免許状種類	教諭 免許状	教諭 免許状	教諭 免許状	教諭 免許状
教科又は特支領域				
根拠法令	免許法	免許法	免許法	免許法

免許状種類	教諭 免許状	教諭 免許状	教諭 免許状	教諭 免許状
教科又は特支領域				
根拠法令	免許法	免許法	免許法	免許法

授与権者記載欄

授与年月日	年	月	日	
受付番号	第		号	

別記様式第5号（第7条関係）（様式 日本産業規格A4縦型）

静岡県収入証紙貼付欄 （必要な手数料分の収入証紙を貼付すること。）
--

免許状書換申請書

静岡県教育委員会 様

私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までの規定に該当しないことを宣誓し、関係書類を添付の上、以下の免許状の授与等を申請します。

【教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までの規定】

- 第3号 禁錮以上の刑に処せられた者
- 第4号 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 第5号 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- 第6号 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

申請日	年 月 日	申請者氏名	日中の連絡先電話番号
現住所			

<現職教員の場合に以下記入>

勤務校 電話番号	職名	職員番号 <small>(公立学校のみ)</small>
-------------	----	---------------------------------

<免許状申請情報>

フリガナ 氏名	本籍地	都 道 府 県
生年月日 <small>(和暦)</small>	年 月 日	

1 書換えを要する箇所及び理由

本籍地 ・ 氏名 <small>(該当項目に○)</small>	理由	
-------------------------------------	----	--

2 書き換える免許状

免許状種類	教諭	免許状	教諭	免許状
教科又は特支領域				
免許状番号				
授与年月日	年 月 日		年 月 日	

※ 書き換えることができるのは、静岡県教育委員会で授与された免許状に限ります。

3 過去における書換え、再交付の有無

書換え	あり	・	なし	年 月 日	書換え
再交付	あり	・	なし	年 月 日	再交付

(いずれかに○)

授与権者記載欄

授与年月日	年 月 日	授与権者氏名
受付番号	第	号

別記様式第6号（第7条関係）（様式 日本産業規格A4縦型）

静岡県収入証紙貼付欄
（必要な手数料分の収入証紙を貼付すること。）

免許状再交付申請書

静岡県教育委員会 様

私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までの規定に該当しないことを宣誓し、関係書類を添付の上、以下の免許状の授与等を申請します。

【教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までの規定】

第3号 禁錮以上の刑に処せられた者
 第4号 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
 第5号 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
 第6号 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

申請日	年 月 日
申請者氏名	日中の連絡先電話番号
現住所	

<現職教員の場合に以下記入>

勤務校	職名	職員番号
電話番号		(公立学校のみ)

<免許状申請情報>

フリガナ	本籍地	都 道 府 県
氏名		
生年月日 (和暦)	年 月 日	

1 再交付を申請する理由

理 由

2 再交付を申請する免許状

免許状種類	教諭	免許状	教諭	免許状
教科又は特支領域				
免許状番号				
授与年月日	年 月 日		年 月 日	

※ 再交付申請できるのは、静岡県教育委員会で授与された免許状に限ります。

3 過去における書換え、再交付の有無

書換え	あり ・ なし	年 月 日	書換え
再交付	あり ・ なし	年 月 日	再交付

(いずれかに○)

授与権者記載欄

授与年月日	年 月 日
受付番号	第 号

「 履歴事項に相違ないことを証明する。

別記様式第7号中

年 月 日

を削る。

(所属長職氏名)

印

」

別記様式第7号の2を削る。

別記様式第8号及び別記様式第9号を次のように改める。

人物に関する証明書

氏 名

生年月日 年 月 日生

上記の者は、下記のとおりであることを証明する。

年 月 日

（証明者）所 属 名

職 名

氏 名

印

記

項 目	所 見
性 格	
指 導 力	
研 究 心	
教育職員としての 適 格 性	有 ・ 無

身体に関する証明書

氏 名

生年月日 年 月 日生

上記の者は、下記のとおりであることを証明する。

年 月 日

(証明者)所在地
医療機関名
医師名

印

記

項 目	状 況
所 見	

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の教育職員の免許状に関する規則（以下「旧規則」という。）の規定により提出されている申請書等は、改正後の教育職員の免許状に関する規則の相当する規定により提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。